

別記様式第2号

行政文書開示決定通知書

熊本県公安委員会指令第 号

住所
氏名

年 月 日 日付にて請求のありました行政文書の開示については、熊本県情報公開条例第11条第1項の規定により、次のとおりその全部を開示することと決定しましたので通知します。

熊本県公安委員会 印

行政文書の名称	日時	年	月	日	午前・午後	時
	開示を実施する日時及び場所	場所				
開示の実施の方法						
開示の実施に要する費用の額	1 写しの作成に要する費用		2 写しの送付に要する費用		郵便切手	円 円分
担当所属	電話番号 内線					
備考						

注1 指定された開示を実施する日時に来庁できない場合は、あらかじめ担当所属に電話等で連絡してください。
 2 行政文書の開示を受ける際には、この通知書を提示してください。
 3 行政文書の開示によって得た情報は、条例第4条の規定により適正に使用しなければなりません。
 4 写しの作成及び送付には、電磁的記録を用紙に出力したものを又は複製物の作成及びこれらの送付を含みます。

(日本工業規格A4)

別記様式第3号

行政文書部分開示決定通知書

熊本県公安委員会指令第 号

住所
氏名

年 月 日 日付にて請求のありました行政文書の開示については、熊本県情報公開条例第11条第1項の規定により、次のとおりその一部を開示することと決定しましたので通知します。

熊本県公安委員会 印

行政文書の名称	日時	年	月	日	午前・午後	時
	開示を実施する日時及び場所	場所				
開示の実施の方法						
開示の実施に要する費用の額	1 写しの作成に要する費用		2 写しの送付に要する費用		郵便切手	円 円分
担当所属	電話番号 内線					
備考						

この決定に不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に熊本県公安委員会に対して異議申立てをすることができます。

教示

注1 指定された開示を実施する日時に来庁できない場合は、あらかじめ担当所属に電話等で連絡してください。
 2 行政文書の開示を受ける際には、この通知書を提示してください。
 3 行政文書の開示によって得た情報は、条例第4条の規定により適正に使用しなければなりません。
 4 写しの作成及び送付には、電磁的記録を用紙に出力したものを又は複製物の作成及びこれらの送付を含みます。

(日本工業規格A4)

別記様式第4号

行政文書不開示決定通知書 熊本県公安委員会指令第 号 住所 氏名 熊本県公安委員会 印	
第2項の規定により、次のおりその全部を開示しないことと決定しましたので通知します。 年 月 日付けで請求のありました行政文書の開示については、熊本県情報公開条例第11条	
年 月 日付けで請求のありました行政文書の開示については、熊本県情報公開条例第11条 第2項の規定により、次のおりその全部を開示しないことと決定しましたので通知します。	
行政文書の名称その他行政文書を特定するに足る事項	1 条例第7条第 号に該当 2 条例第10条に該当 3 その他 (理由)
開示しないこととした根拠規定及び当該規定を適用する理由	
担当所属 電話番号 内線	
備考	

教示
 この決定に不服があるときは、この決定があつたことを知つた日の翌日から起算して60日以内に熊本県公安委員会に対して異議申立てをすることができます。

(日本工業規格A4)

別記様式第5号

開示決定等期間延長通知書 熊本県公安委員会 印 熊本県公安委員会 年 月 日	
第2項の規定により、次のおり開示決定等の期間を延長しましたので通知します。 年 月 日付けで請求のありました行政文書の開示については、熊本県情報公開条例第12条	
行政文書の名称その他行政文書を特定するに足る事項	
熊本県情報公開条例第12条第1項の規定による決定期間	年 月 日 から 年 月 日 まで
延長後の決定期間	年 月 日 から 年 月 日 まで
延長の理由	
担当所属 電話番号 内線	
備考	

(日本工業規格A4)